

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 16号公告に基づく税務調査における思わぬ落とし穴

### その⑤-税務調査の対応

2015年3月18日の中国国家税务总局による「企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税問題に関する公告」（国家税务总局公告〔2015〕16号、以下「16号公告」）の公布・施行以来、本テーマに関連する税務調査が各地域において行われるようになりました。税務調査における思わぬ落とし穴シリーズとして税務調査事例を紹介しましたが、今回は中国の税務調査の概要と対応方法を説明します。

#### 1. 税務調査の概要

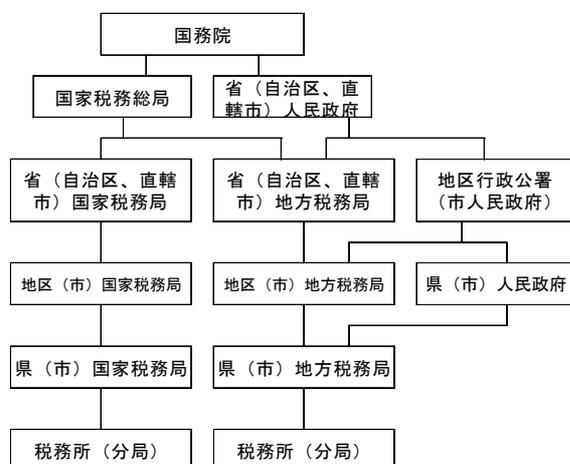
中国の税務調査は通常下記の二種類があります。

- ① 日常検査: 所轄税務局の管理徴収部門が実施する調査
- ② 税務稽查: 税務局の稽查局が実施する調査

また、上記の税務調査以外に、企業は所轄税務機関から「自査」の通知を受ける場合もあります。

自査とは、所轄税務局の管理徴収部門が納税者に対して、税金の申告・納付状況を自発的に検査し、税務機関に報告することを要請する制度です。自査は日常検査と税務稽查に比べると強制力は弱いのですが、期限内に税務局に報告書を提出できない場合または要請項目に対する合理的な説明ができない場合には、税務調査または税務稽查に進展する可能性もあります。

中国の税務機関の構成および各種税金の管轄範囲は下記の図表の通りとなります。



主要税目	税収(財源)		管理徴収		日本の相当税種
	国税	地税	国税局	地税局	
増値税	75%	25%	○	-	消費税
営業税	-	100%	-	○	消費税
企業所得税	60%	40%	○	-	法人税
個人所得税	60%	40%	-	○	所得税
印花税	-	100%	-	○	印紙税
資源税	-	100%	-	○	固定資産税等

注: 国家税務局を国税局、地方税務局を地税局と略称しました。

#### 2. 16号公告の税務調査の対応

中国で税務調査を受ける際に、必ず税務局から書面通知書を受け取るようになります。企業はまずその通知書に記載されている根拠法令を確認し、税務調査の種類および担当税務機関を特定する必要があります。また、根拠資料および説明文書を求められる際には、提出期限を確認し、準備が難しい場合には、速やかに提出期限の延長を申請しなければなりません。また、日系企業の総経理は、たとえ中国語ができない、または税務の専門知識がなくても、税務機関の調査に立ち会うことによって、調査官の心証をよくすることがあります。最後に、外部の専門家に依頼し、提出資料のレビューおよび対応策の助言を受けることも大切です。



# Grant Thornton

An instinct for growth™

## お見逃しなく！

近年、中国の税務機関は、李克強総理が提唱した「インターネット・プラス」戦略に基づき、税収徴収管理業務のIT化を急速に進めてきました。あらゆる企業の財務や納税状況のデータベース化、税務調査対象企業の自動抽出などが、典型的なIT化の施策です。今後日系企業に対する税務調査、特に移転価格税制関連の税務調査においては、データベースを活用した更正処分が増えるものと予測されます。